

小川富也税理士事務所だより

編集発行人
税理士・行政書士
小川富也
〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882



中小企業の退職金共済 親族内継承で減額せず

経済産業省は中小企業の事業継承を促すため、中小・零細企業向けの共済制度を見直す。現行の制度では払い込まれた掛け金に応じた共済金を退職金として支払う仕組みとなっているが、親族に事業を引き継ぐと金額が減るルールとなっている。この減額を廃止し、世代交代をしやすくする。

現行制度では個人事業者が

子供や配偶者に事業を引き継ぐと「中途解約」した扱いとなる。さらに経営を引き継いだ後も親族を通じて事業からの収入が入ってくるとの想定から共済金を減額している。

例えば毎月1万円の掛け金を20年間払い込んだ場合、現行制度では、廃業した場合に支払われる共済金の基本額（利息部分は除く）は278万円。これが親族内に事業を継承すると241万円と減少してしまう。今回の改正では廃業した場合の同額が支払われるようにする。

NIISA投資が広がる 口座変更も可能に

2014年に始まった少額投資非課税制度(NIISA)の

利用が広がっている。主な証券会社や大手銀行を通じた投資額は昨年1年間で1兆4189億円に上った。昨年12月末の総口座数は406万口座、実際に投資した稼動口座は183万口。1口座当たりの平均投資額は77万円だった。

また今年から非課税口座を開く金融機関を変更できることになった。昨年まで一度口座を開くと4年間変更できなかつた。金融機関を変更するには、まず昨年口座を開いた金融機関に変更届書を提出する。手続き後に昨年とは別の金融機関で新たな非課税枠として100万円まで投資できるようになる。

ただし既存の口座で今年1月1日以降に投資した場合は

今年の変更はできなくなる。また昨年開いた口座で投資した商品は、新たな金融機関の口座には移せないなど注意も必要だ。

マーケティング、業務目標など 中小企業対象に管理職検定

東京商工会議所は全国主要都市で中小企業を対象とした「ビジネススマネージャー検定試験」を実施する。大手企業に比べて人材育成のノウハウや資金に乏しい企業を支援する狙い。

検定試験では管理職に求められる組織や業務上の能力を幅広く評価する。全国主要都市で年2回実施する。管理職の役割や人事考査、業務目標の設定、マーケティングの基礎知識、職場のリスクマネジメントなど幅広い分野から出題する。企業や職種に関係なく、あらゆる管理職の土台となる知識が問われるという。

検定試験の詳細は同会議所HP
<http://www.kentei.org/bjimanet/>

税と社会保障の 一体改革



少子化が進む中で社会保障制度を維持するための改革。消費税を10%まで引き上げるほか、高齢者の医療費の自己負担も増やすことを柱としている。年金・医療・介護といった社会保障給付費は2014年度で約115兆円。高齢者の増加に伴い、15年で約5割伸びた。一体改革では消費税率の引き上げによる増収額の約半分を財政赤字の圧縮に使う。年金でも財政が厳しい基礎年金を支えるために国庫負担を増やす。その一方で子育て支援等は充実させる。

安倍政権は消費税の8%への引き上げは予定通り実施したものの、景気の低迷を受けて10%への引き上げは17年4月と当初の予定より1年半先送りしている。

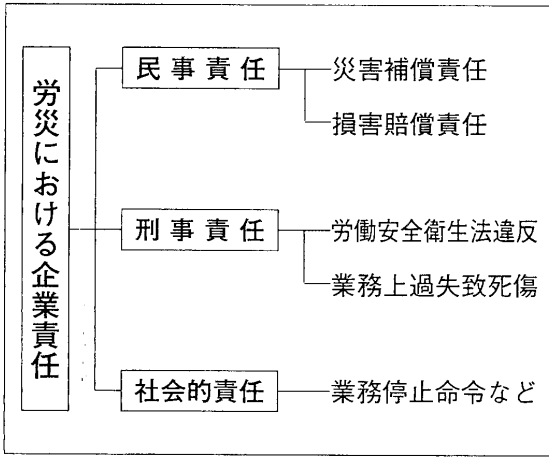


労災と企業の法的責任 従業員への安全を守る義務 ——高額な損害賠償判決も

企業は従業員を使用することによって利益を得ている以上、従業員の生命・身体の安全について十分な配慮をしなければならないことは言うまでもありません。企業には従業員の生命・身体の安全を確保すべき法的義務があり、業務上災害が発生した場合、民事上の責任、刑事上の責任などを負うこととなります。そこで今回は労災と企業の法的な責任について取り上げてみます。

■民事責任

①災害補償責任：被用者が業務上の災害によって負傷し、または疾病にかかり、もしくは死亡した場合、使



用者（企業）には災害補償の責任が生じます（労働基準法）。

補償には、療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭料等があり、この補償責任を履行するための制度として政府労災保険があります。

政府労災保険が適用される条件は、事故が「業務に関して生じたこと」であり、その事故の発生について使用者側（企業側）において労働災害防止の対応が十分であったか、なかったかは問いません。いわゆる「無過失責任」と呼ばれるもので、損害の発生につき、故意・過失がなくても企業側には責任が生じるのです。

②損害賠償責任：政府労災保険の保険給付は、前述のように療養給付、休業給付、障害給付、遺族給付、葬

祭料、傷病年金、介護給付に限られませんので、被災者の被った損害をすべて補償しているという訳ではありません。たとえば政府労災保険は事故後の休業3日間については、保険金を支給していません。

また休業補償も平均賃金の8割という形で支給され、全額補償ではありません。事故に伴う精神的苦痛に対する慰謝料（入院慰謝料、後遺障害慰謝料、死亡慰謝料）についても、政府労災保険では保険金を支給していませんので、その補償を求めて損害賠償請求訴訟がなされることもあります。

この場合には、労働災害が事業者の故意・過失があつて発生したと、または安全配慮義務違反があつて発生したことであれば、損害賠償責任が生じ、民事裁判によって支払いを命じられることとなります。

■刑事責任

労働災害が発生した場合、労働安全衛生法の違反がなかったかどうか労働基準監督署の調査が行われ、違反があれば刑事責任が追及されます。刑事責任では、労働安全衛生法違反のほか、刑法の業務上過失致死傷罪に問われることもあります。

①労働安全衛生法違反：労働安全衛生法および関連諸規則には、事業者

が労働災害を防止するために守らなければならない多くのことが規定されています。労働災害が発生するとこれらの規定に違反していないか追及されることとなります。

②業務上過失致死傷：業務上過失致死傷とは、業務上必要な注意を怠つて人を傷つけ、または死亡させることをいいます。

労働災害の場合、工場で作業をしていたり、建設現場で被用者が機械に巻き込まれたり、荷物の下敷きになるといった事例があります。その場合、警察署は、誰が必要な注意を怠つたかを調べ、業務上過失致死傷として問題にします。

労働安全衛生法違反の行為に伴い、死亡または傷害事故が生じると、大抵の場合、事業者は業務上過失致死傷罪に問われ、労働安全衛生法違反と両方の処罰を受けることとなります。

労働災害に関する訴訟の件数は毎年増加傾向にあります。中には高額な損害賠償判決や和解となるケースも増えており、不測の労働災害が企業に巨額の損害をもたらすリスクが一層高まっています。企業においては自社の労働安全管理体制の整備・見直しを徹底することは重要な課題といえます。



資金繰り表作成の必要性 手順と留意すべきこと

■資金の流れを予測

企業経営において資金繰り表を作成することは、自社の資金の流れを把握し、業績を知るためにも必要であり、経営上の課題や問題点を洗い出すことにも役立ちます。そこで今回は資金繰り表の必要性と一般的な作成の手順、留意すべきことを取り上げてみます。

資金繰り表とは、簡単に言うと、将来の現金の収入と支出を予測した結果をまとめたものといえます。資金繰り表の役割として最も重要なのは、近い将来、資金が回るかどうか(資金ショートを起こさないかどうか)を確認するということです。つまり、現在から近い将来にかけての

●資金繰り表の要素●

収入	支出
<ul style="list-style-type: none"> 現金売上 売掛金の回収 手形期日回収 手形割引 貸付金や未収入金の回収 借入 	<ul style="list-style-type: none"> 現金仕入の支払 買掛金の支払 人件費 光熱費や通信費などの諸経費 借入金返済

これらは代表的なものであり、自社の実情に合った収入と支出の項目を過去の帳簿などから抽出しましょう

元資金量が足りるかどうかが。資金ショートという最悪の事態を未然に防ぐためにも作成は非常に重要なのです。資金繰り表といっても決められたフォーマットなどがあるわけではありませんが、「いつお金が入ってくるのか、それとも出ていくのか」が分かればよいので、エクセルなど計算ソフトを使って自社の実情に合ったものを作成するとよいでしょう。

■作成の手順

①入金と支払いのタイミング

まずは、売り上げの入金のタイミングと仕入れや経費の支払いのタイミングを洗い出します。例えば、売り上げの入金が毎月20日締め、翌々月末の振り込みであれば、翌月と翌々月の入金額が分かると思いま

洗い出します。直近3カ月くらいの数値を記入しましょう。

②資産(負債)の移動

通常、損益計算書を作成する場合、定期積立や借入金返済元金など資産(負債)の移動に関しては計算に入れません。しかし、資金繰りを検討する上では、資金の「出」と「入」がポイントになるため、資産(負債)の移動についてもしっかり把握しておく必要があります。これら資産の移動は、毎月決まった金額で動くものが多いので、予測は比較的簡単にできると思います。

③売り上げの予測

資金繰り表を作成する上で、最も重要で難しいのが売り上げ(売掛金の回収)の予測です。業種によって異なりますが、一般に、売り上げは毎月変動するケースが多いものです。「夏場や冬場の売り上げは多いけれども春や秋は少ない」といった傾向がある商品も多いのではないのでしょうか。そのため、売り上げを予測する際には、前年同月のデータなど過去の実績値を分析して、自社の売り上げにどのような傾向があるのか(毎年9月の売り上げが年間売上高の20%を占めるなど)把握することが重要です。

傾向を把握したら、そこに今年の

動向を加味して、売り上げを予測します。この部分は、営業担当者などと打ち合わせをしながら修正をしていくという方法で、より現実に近い数値を出すようにしてください。

③イレギュラーな収入・支出も予測

ある程度の収入・支出については、予測することはできます。しかし、できれば通常の収入・支出以外のイレギュラーな収入・支出も予測しましょう。イレギュラーな収入・支出とは、通常の営業活動から生じる収入・支出以外に現金が入ってくる(出ていく)ことで、例えば機械や備品の購入(売却)などが考えられます。

■予測と実績の確認

資金繰り表には将来予測の欄のほかに過去の実績の欄を掲載するようにすると、予測と実績の対比ができます。毎月必ず資金繰り表を作成して結果を検証する習慣をつけると毎月の資金予測が実績と比較して正確なものであったか検証できるのと同じ時に、資金予測の正確性を高めることが可能になります。つまり、計画↓結果↑原因分析↓対策↓計画といったサイクルを繰り返すことにより、財務面でのリスクを減らし、安定した経営体制の基盤を作ることができます。



◆平成27年度税制改正大綱 中小企業・小規模事業者関係 軽減税率の特例は2年延長

平成27年度税制改正大綱については、現在、通常国会に税制改正関連法案が提出され、3月末までに可決・成立する予定です。

例年同様、中小企業に係る改正も多くありますので、まずは主な改正事項について事前に把握しておくことが肝要です。

◆中小企業等の軽減税率の延長

平成27年度税制改正では、法人税率が現行の25・5%から23・9%に引下げられます。また、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されている中小企業等の法人税率は、平成26年度末まで特例として15%に軽減されていますが、この特例の適用期限が平成28年度末まで2年延長されます。

◆商業・サービス業・農林水産業 活性化税制の延長

本制度は商業・サービス業を営む中小企業等が経営改善設備を取得した場合に、取得価額の30%特別償却または7%税額控除(税額控除の対

象法人は、資本金3000万円以下の中小企業等に限り)ができるものですが、その適用期限が平成28年度末まで2年延長されます。

◆事業承継税制の拡充

現行では、1代目が存命中に、2代目が3代目に株式を贈与した場合には、猶予されていた贈与税の納税義務が2代目に生じますが、改正後は、1代目が存命中に、2代目が3代目に株式を贈与した場合には、猶予されていた贈与税の納税義務が免除されます。

◆所得拡大促進税制の拡充

平成25年度改正で創設された所得拡大促進税制の「給与総額増加要件」を緩和した上で、その適用期限が平成29年度末まで3年延長されます。現行の給与総額増加要件は、基準年度の平成24年に比べ、27年度は3%増、28・29年度は5%増でしたが、改正後、中小企業等は平成27年度は3%増、28・29年度も3%増に要件が緩和されます。

3月の税務と労務

—税務—

- ★26年分所得税の確定申告
申告期間…2月16日から3月16日まで
納期限…3月16日
- ★所得税確定損失申告書の提出期限…3月16日
- ★26年分所得税の総収入金額報告書の提出
提出期限…3月16日
- ★確定申告税額の延納の届出書の提出
申請期限…3月16日 延納期限…6月1日
- ★個人の青色申告の承認申請
申請期限…3月16日 (1月16日以降新規業務開始の場合は、その業務開始日から2か月以内)
- ★26年分贈与税の申告
申告期間…2月2日から3月16日まで
- ★個人の道府県民税、市町村民税、事業税(事業所税)の申告
申告期限…3月16日
- ★国外財産調書の提出…3月16日
- ★2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…3月10日
- ★個人事業者の26年分の消費税・地方消費税の確定申告
申告期限…3月31日
- ★1月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
申告期限…3月31日
- ★1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者(26年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 申告期限…3月31日
- ★法人・個人事業者(26年12月分及び27年1月分)の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 申告期限…3月31日
- ★7月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)…半期分 申告期限…3月31日
- ★消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税) 申告期限…3月31日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(11月決算法人は2カ月分)(消費税・地方消費税) 申告期限…3月31日

—労務—

- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限…3月31日

社長や上司にとって良い報告ばかり上げてくる社員が高く評価され、耳障りな悪い報告を上げてくる社員が評価されないケースがよくみられます。悪い情報を持って来た社員は、上司や社長に怒られるかも知れないと萎縮して、自然と悪い情報、耳障りな情報を報告しなくなってしまう。これでは、たとえ悪い報告でも本来会社にとって重要な情報が経営トップに届かなくなってしまう。不祥事を起こした企業に多くみられる現象です。▼誰でも良い評価を

耳障りな報告も評価

してもらいたし、怒られたくないものです。しかし、社長の評価を気にするあまり、顧客の要望より社長からの命令を絶対優先するようでは本末転倒です。▼社員が内向き志向になると、顧客の顔ではなく社長の顔しか見えなくなります。社長に気に入られることのほうが、成果を上げることよりも重要になってしまいます。たとえ社長に怒られても耳障りな報告を上げてくる社員を評価しなければ健全な組織とはいえないでしょう。